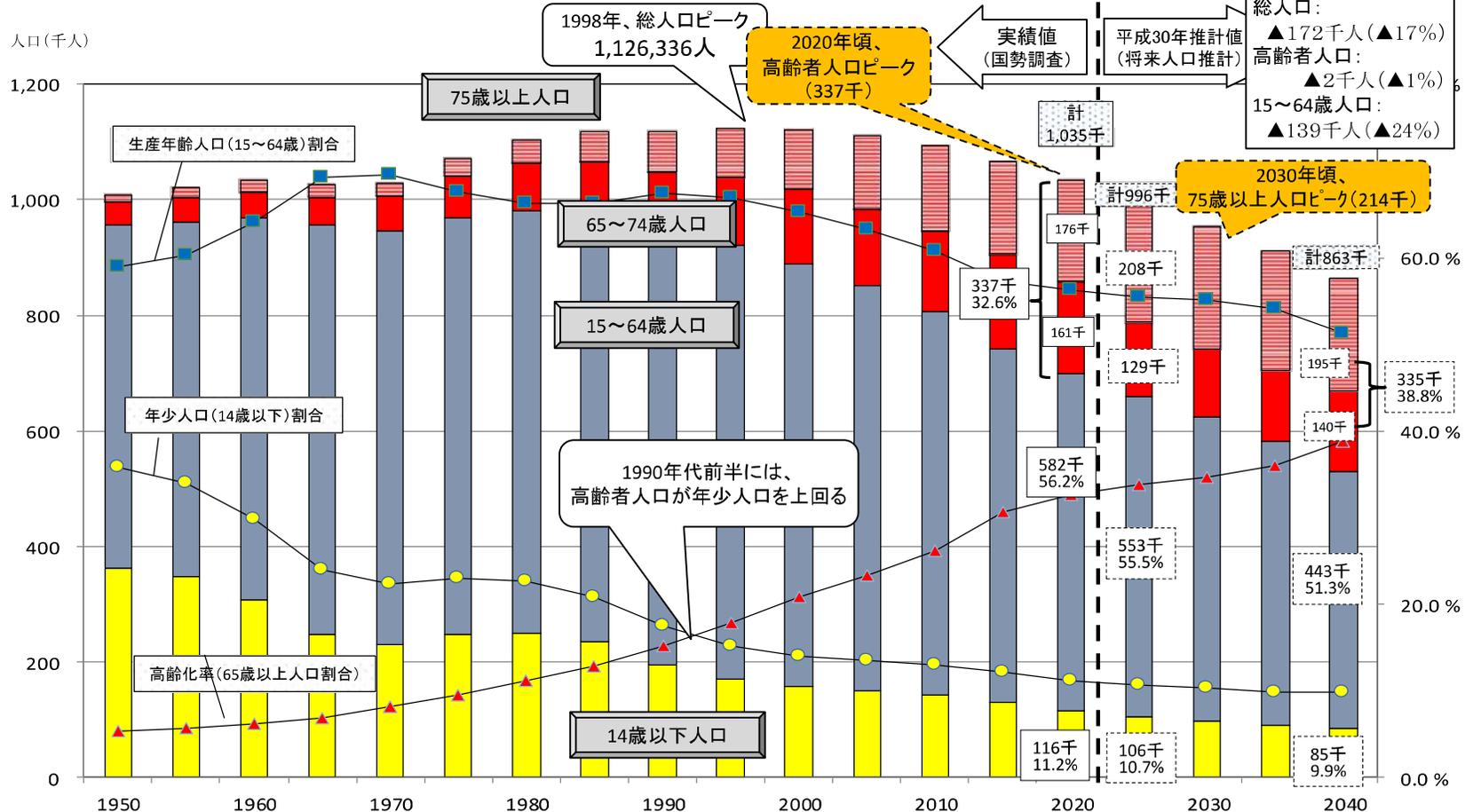


# 富山県 人口減少及び少子高齢化の進行

資料7-1

- 富山県の人口は、既に1998(平成10)年にピークを迎え、減少局面に入っている。
- 2020(令和2)年頃には、高齢者人口がピークを迎えるが、人口減少に伴い、高齢化率は上昇が続く見込み。
- 医療・介護ニーズの高い75歳以上人口は2030年頃にピークを迎える見込み。

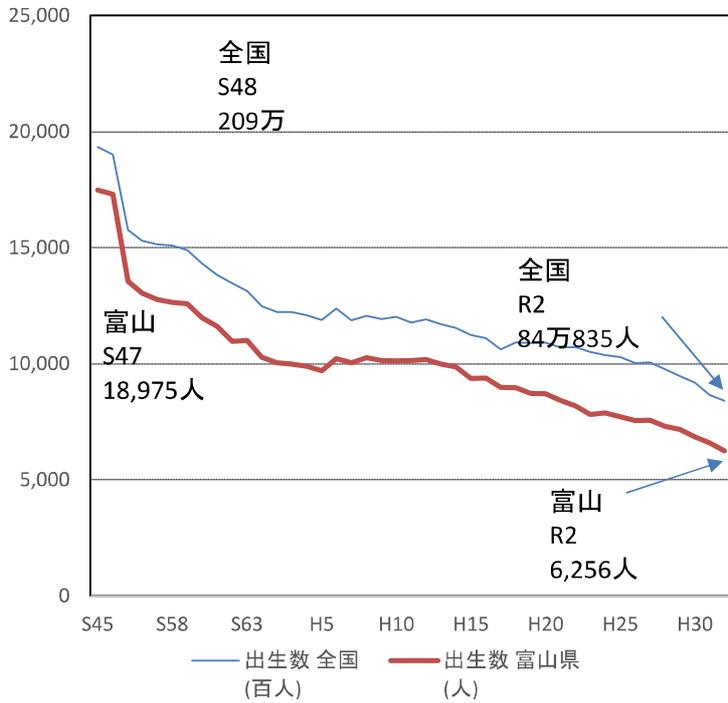


【資料】実績値：総務省統計局「国勢調査」(年齢区分別人口は年齢・国籍不詳をあん分した人口)による  
推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より抜粋。

【参考】高齢者人口ピーク:2042年(3,935万人)  
全国 75歳以上人口ピーク:2054年(2,449万人)

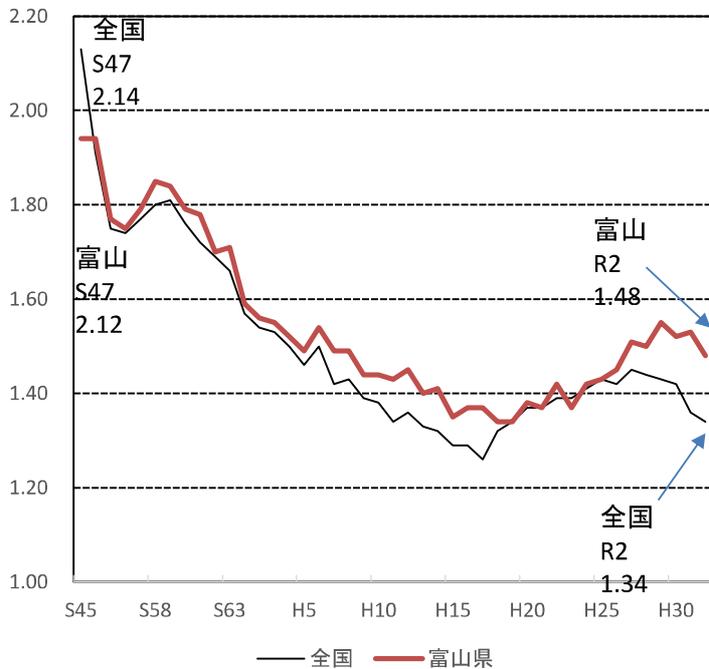
## 出生数及び合計特殊出生率の推移(確定値)

### ◎出生数の推移(全国・富山)



資料:人口動態統計(厚生労働省)

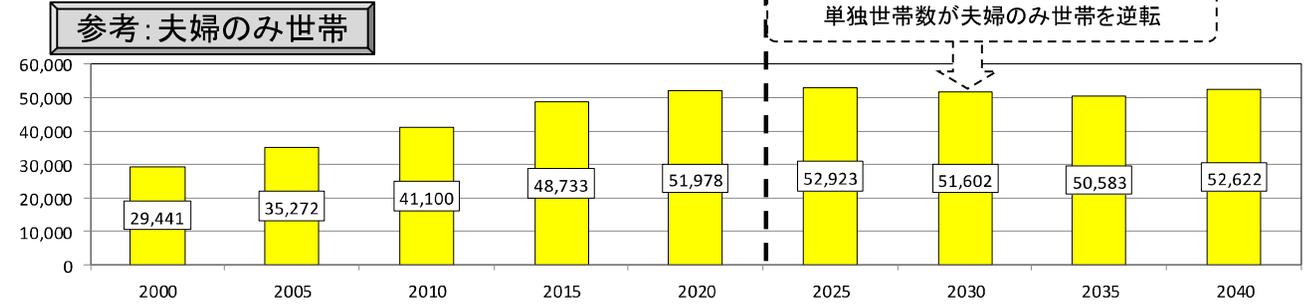
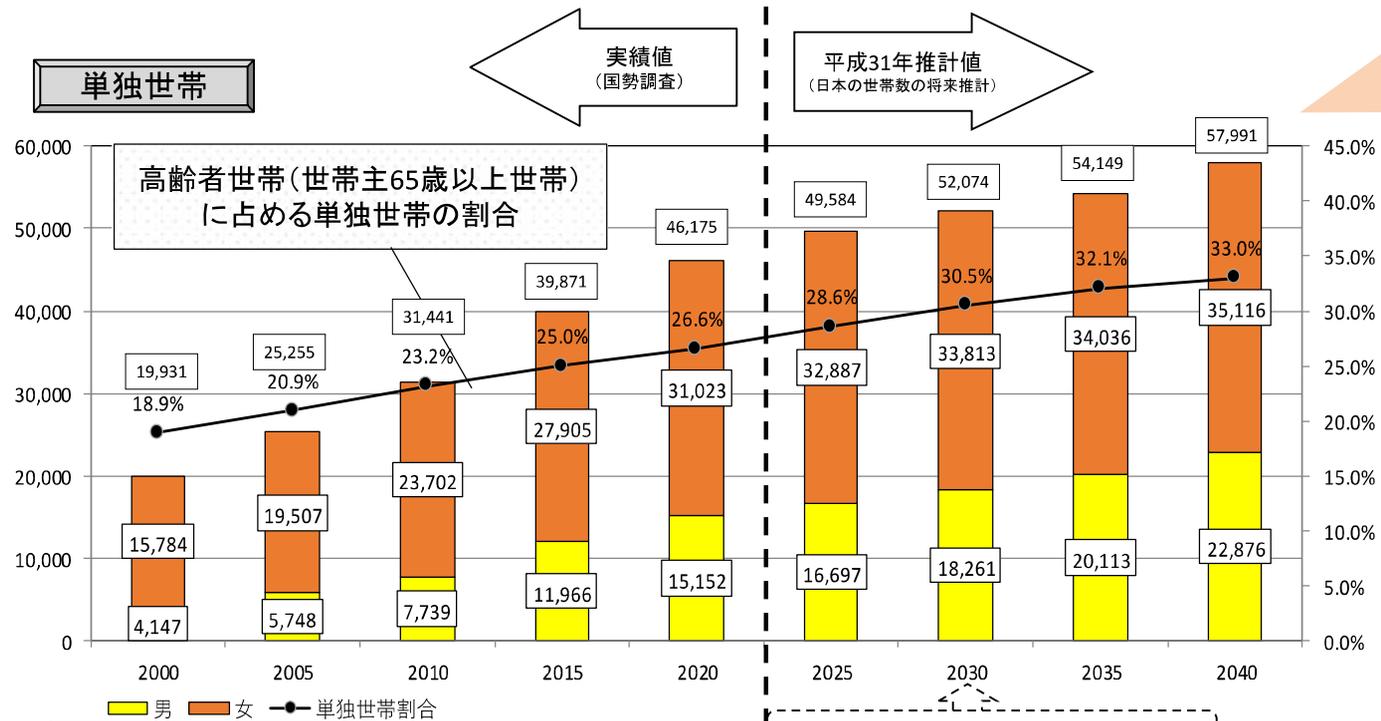
### ◎合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計(厚生労働省)

	出生数		合計特殊出生率		
	全国 (百人)	富山県 (人)	全国	富山県	順位
S30	17,307	18,435	2.37	2.19	
S35	16,060	16,126	2.00	1.91	37
S40	18,237	16,342	2.14	1.94	46
S45	19,342	17,493	2.13	1.94	44
S50	19,014	17,305	1.91	1.94	35
S55	15,769	13,555	1.75	1.77	34
S56	15,295	13,037	1.74	1.75	
S57	15,154	12,761	1.77	1.79	
S58	15,087	12,644	1.80	1.85	
S59	14,898	12,582	1.81	1.84	
S60	14,316	11,986	1.76	1.79	32
S61	13,829	11,605	1.72	1.78	
S62	13,467	10,960	1.69	1.70	
S63	13,140	11,005	1.66	1.71	
S64	12,468	10,286	1.57	1.59	
H2	12,216	10,050	1.54	1.56	33
H3	12,232	9,996	1.53	1.55	35
H4	12,090	9,887	1.50	1.52	34
H5	11,883	9,701	1.46	1.49	32
H6	12,383	10,227	1.50	1.54	31
H7	11,871	10,049	1.42	1.49	31
H8	12,066	10,272	1.43	1.49	27
H9	11,917	10,139	1.39	1.44	28
H10	12,031	10,117	1.38	1.44	30
H11	11,777	10,139	1.34	1.43	22
H12	11,905	10,170	1.36	1.45	30
H13	11,707	9,994	1.33	1.40	28
H14	11,539	9,854	1.32	1.41	21
H15	11,236	9,362	1.29	1.35	28
H16	11,107	9,396	1.29	1.37	18
H17	10,626	8,973	1.26	1.37	23
H18	10,927	8,965	1.32	1.34	32
H19	10,898	8,728	1.34	1.34	33
H20	10,912	8,709	1.37	1.38	28
H21	10,700	8,426	1.37	1.37	31
H22	10,713	8,188	1.39	1.42	34
H23	10,508	7,823	1.39	1.37	37
H24	10,372	7,880	1.41	1.42	32
H25	10,298	7,722	1.43	1.43	33
H26	10,035	7,556	1.42	1.45	26
H27	10,057	7,567	1.45	1.51	28
H28	9,770	7,301	1.44	1.50	27
H29	9,461	7,178	1.43	1.55	17
H30	9,184	6,846	1.42	1.52	23
R1	8,652	6,604	1.36	1.53	14
R2	8,408	6,256	1.34	1.48	17

# 富山県における高齢単独世帯の状況



**2020年→2040年**  
 単身高齢者数  
 +11,816(+25.6%)  
 うち単身女性  
 +4,093(+13.2%)  
 うち単身男性  
 +7,724(+51.0%)

**参考: 2040年**  
 都道府県別  
 高齢者世帯に  
 占める単独世帯

**高い都道府県**

1	東京	45.8%
2	大阪	45.4%
3	高知	44.8%

**低い都道府県**

1	山形	31.6%
2	富山	33.0%
3	福井 佐賀	33.8%

【資料】実績値:総務省統計局「国勢調査報告」による  
 推計値:国立社会保障・人口問題研究所 H31.4公表「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」より抜粋

# 県民の約7割は住み慣れた自宅や地域で生活し続けたい

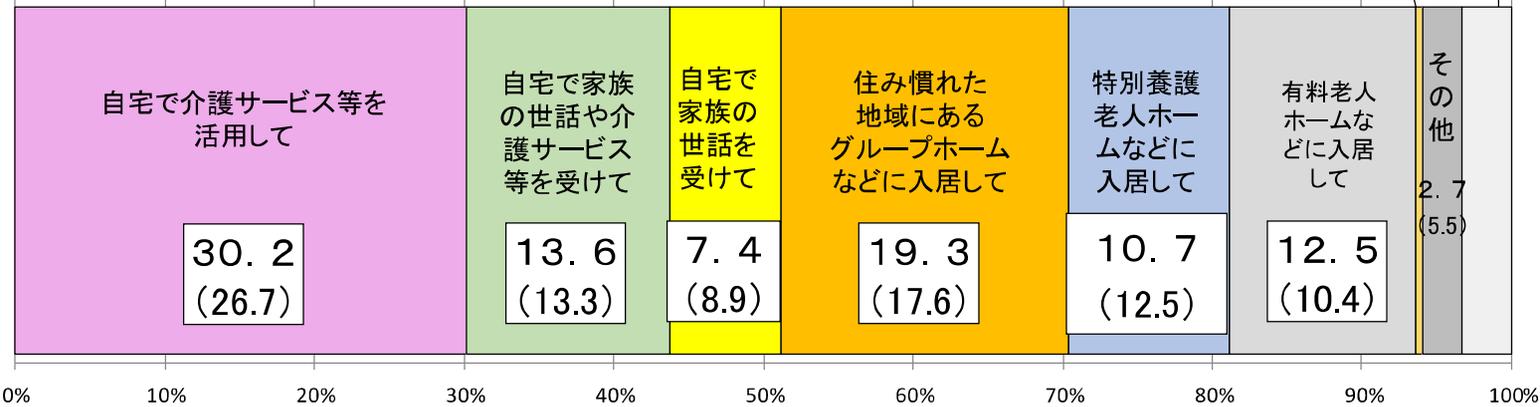
令和3年度県政世論調査

## あなたはご自身の介護が必要になった場合 どのような生活を望みますか？

住み慣れた地域での生活を希望 70.5% (66.5%)

自宅での生活を希望 51.2% (48.9%)

子どもや親戚  
の家に移って  
0.4 (0.8) 無回答  
3.3 (4.3)



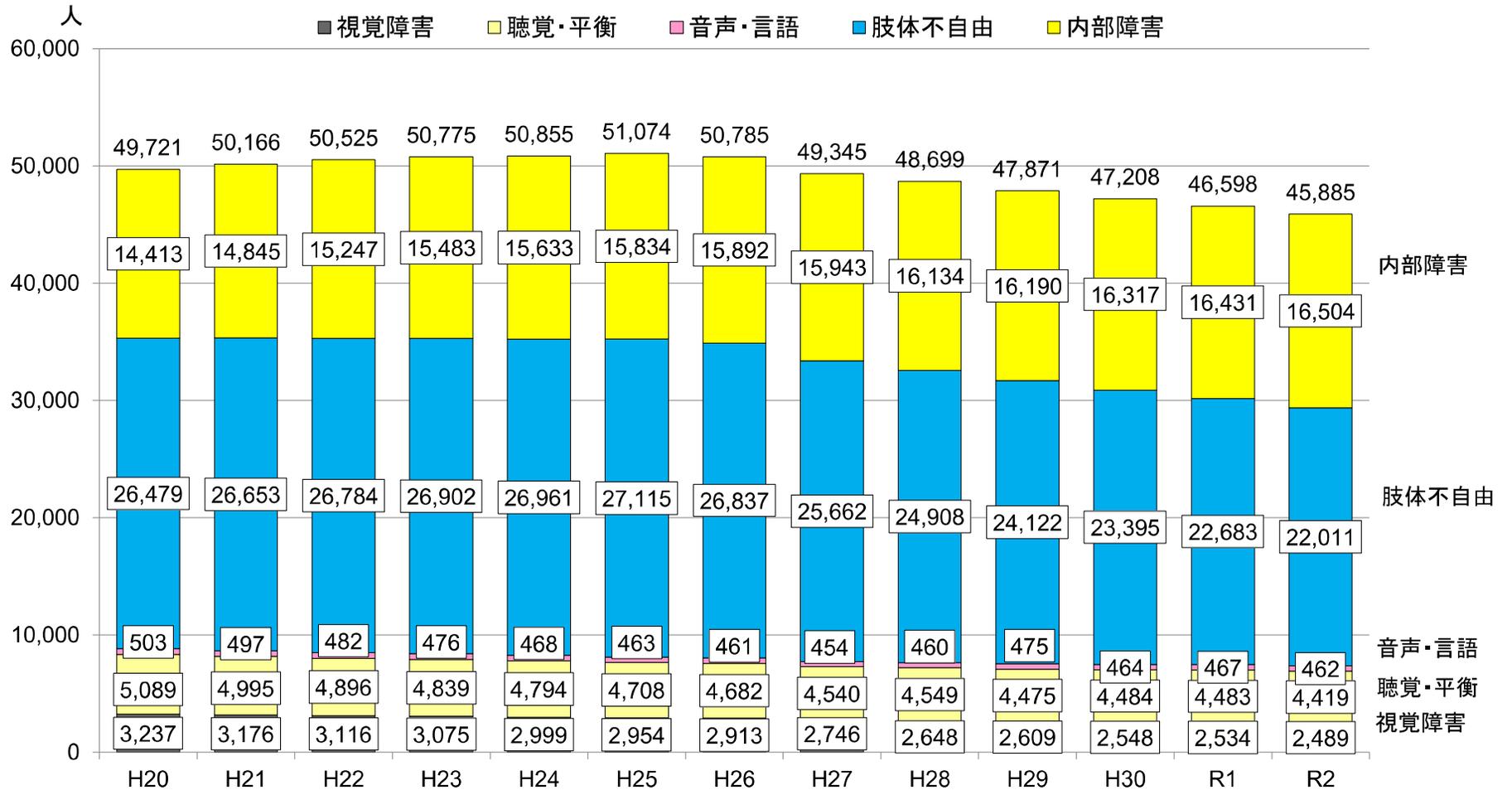
令和3年度県政世論調査より(回答数2,161人)  
※かっこ書きは令和元年度の県政世論調査結果

# 身体障害者の状況

～身体障害者手帳の保持者数の推移～

各年度3月31日現在

○肢体不自由＋内部障害＝84% ○重度・中度が88%を占める ○65歳以上が79%を占める

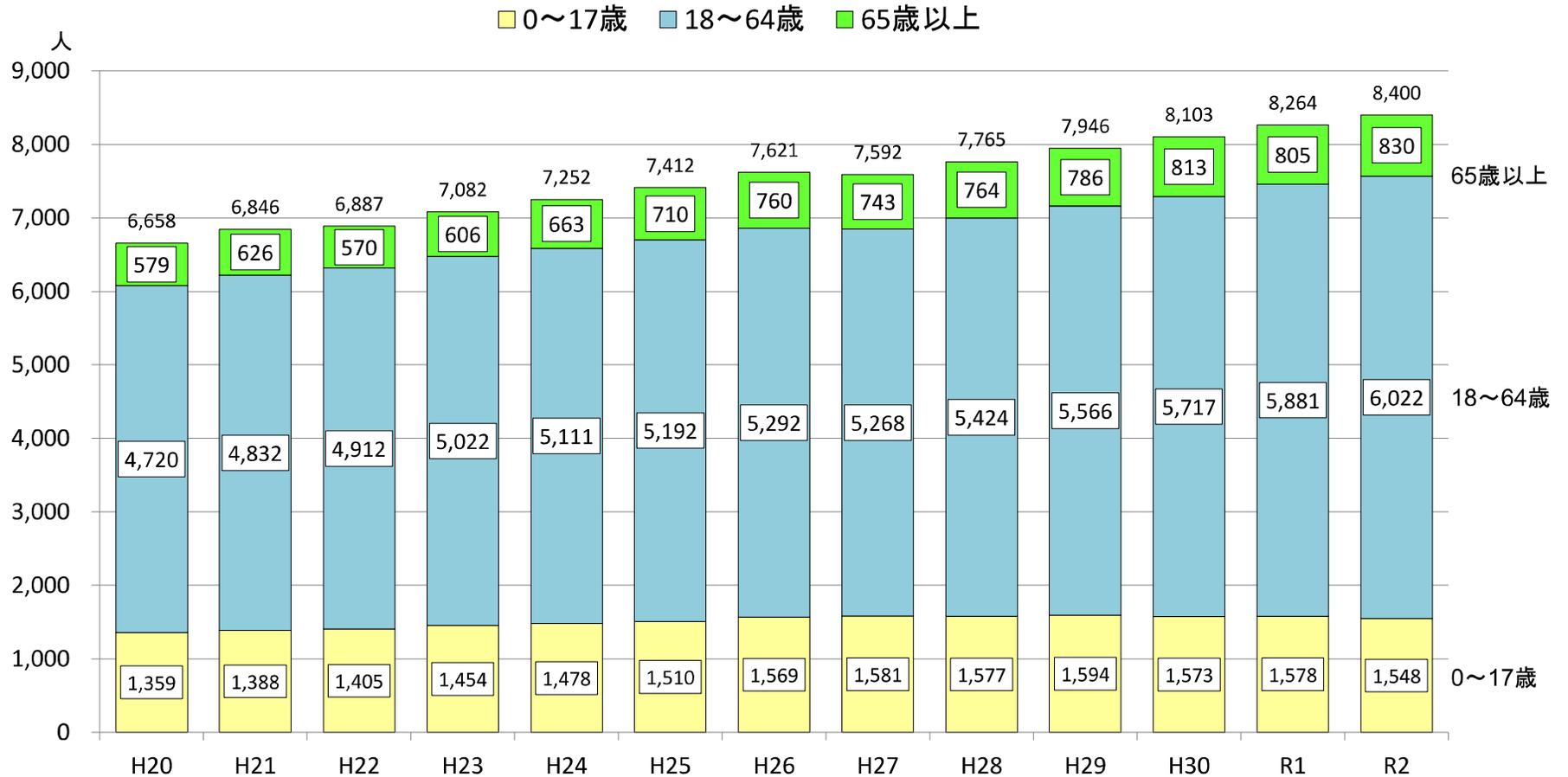


# 知的障害者の状況

～療育手帳の保持者数の推移～

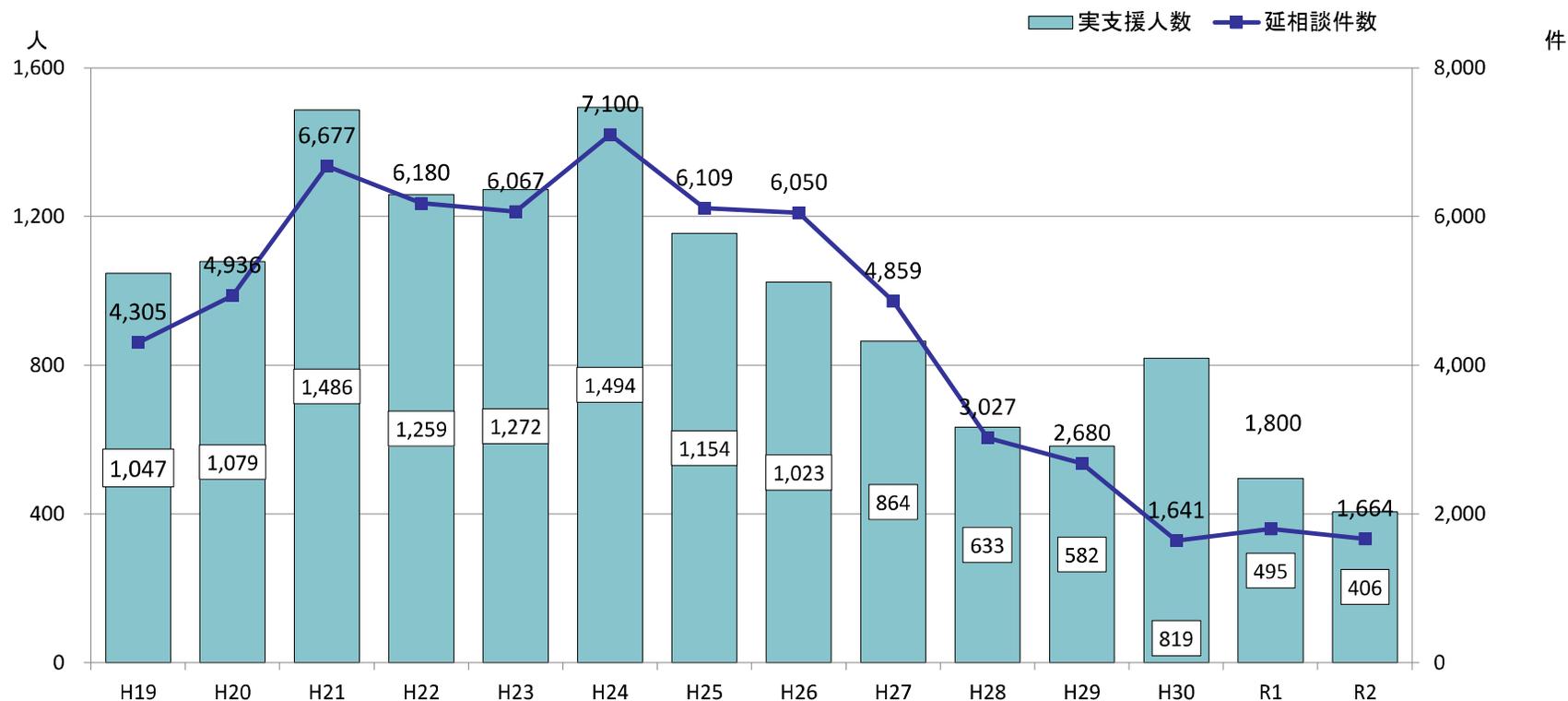
各年度3月31日現在

○H20年度から1,742人の増 ○中度・軽度で63%を占める ○65歳以上は10%程度



# 発達障害児(者)の状況

○富山県発達障害者支援センターにおける相談件数の推移(各年度3月31日現在)



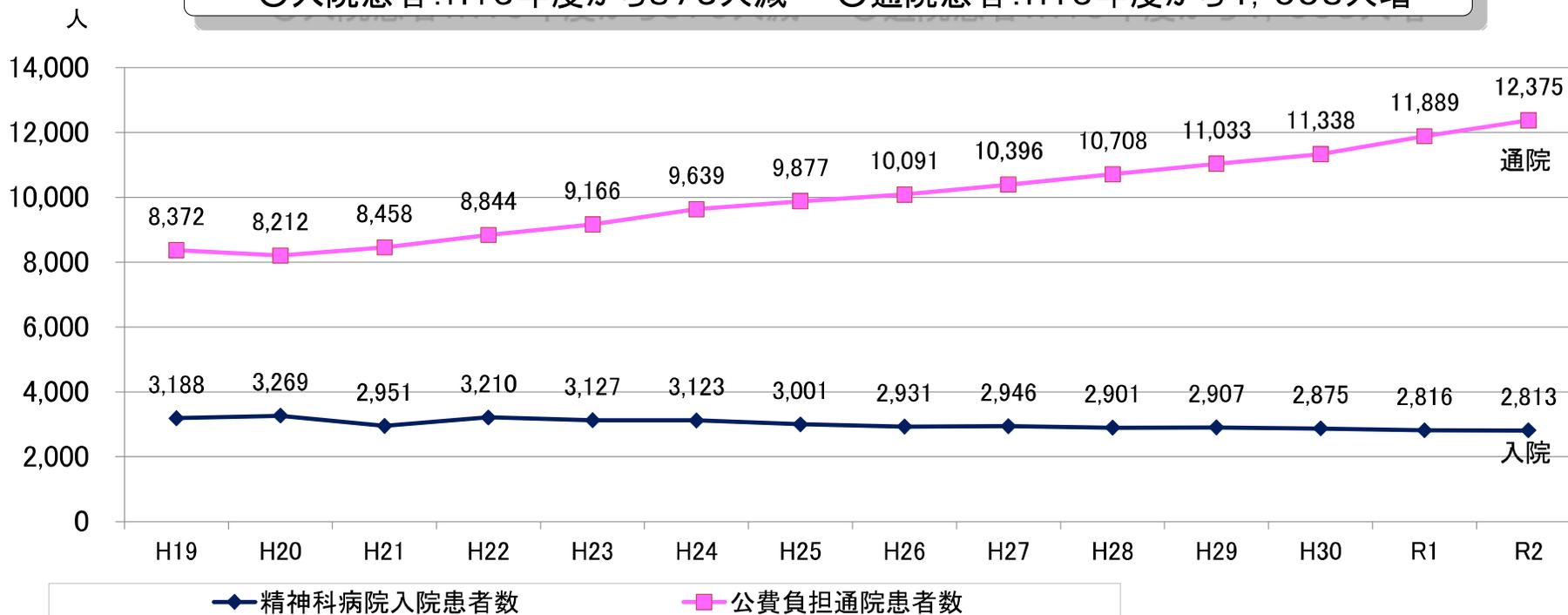
※平成28年度から、発達障害がある方が身近な地域で必要な支援が受けられる体制(ネットワーク)整備を強化しています。

# 精神障害者の状況

～精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移～

各年度6月30日現在

○入院患者：H19年度から375人減    ○通院患者：H19年度から4,003人増



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)

単位：人

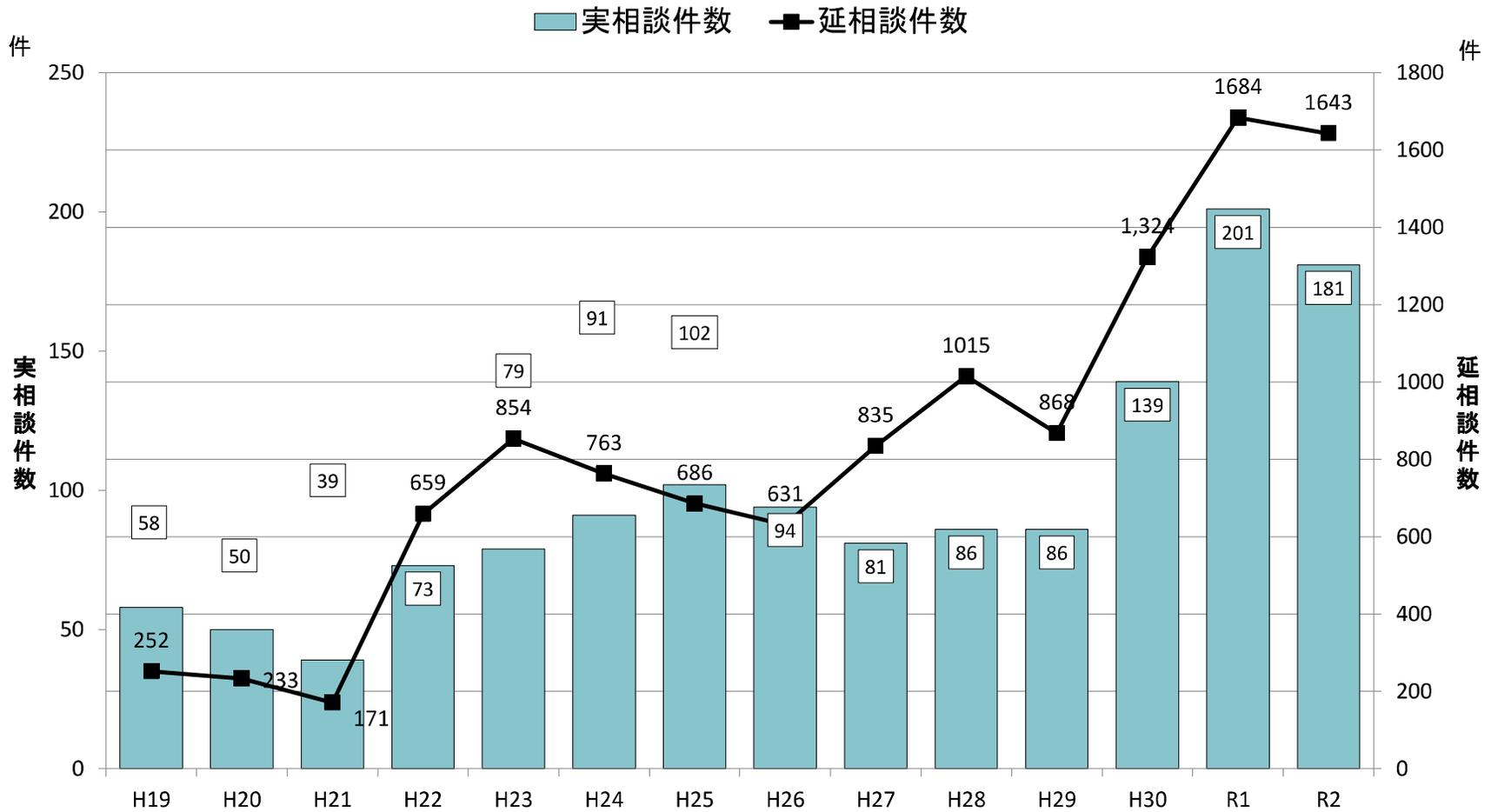
区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1級	366	386	394	443	434	447	457	469	473	483	506	521	559
2級	2,163	2,422	2,717	3,028	3,215	3,407	3,635	3,889	3,995	4,172	4,472	4,780	4,893
3級	573	623	672	750	879	1,034	1,200	1,307	1,440	1,631	1,785	2,010	2,146
計	3,102	3,431	3,783	4,221	4,528	4,888	5,292	5,665	5,908	6,286	6,763	7,311	7,598

# 高次脳機能障害者の状況

## ～高次脳機能障害支援センターにおける相談件数の推移～

各年度3月31日現在

○実相談者数はH20年度から131人の増 ○延相談件数はH20年度から1,410件の増

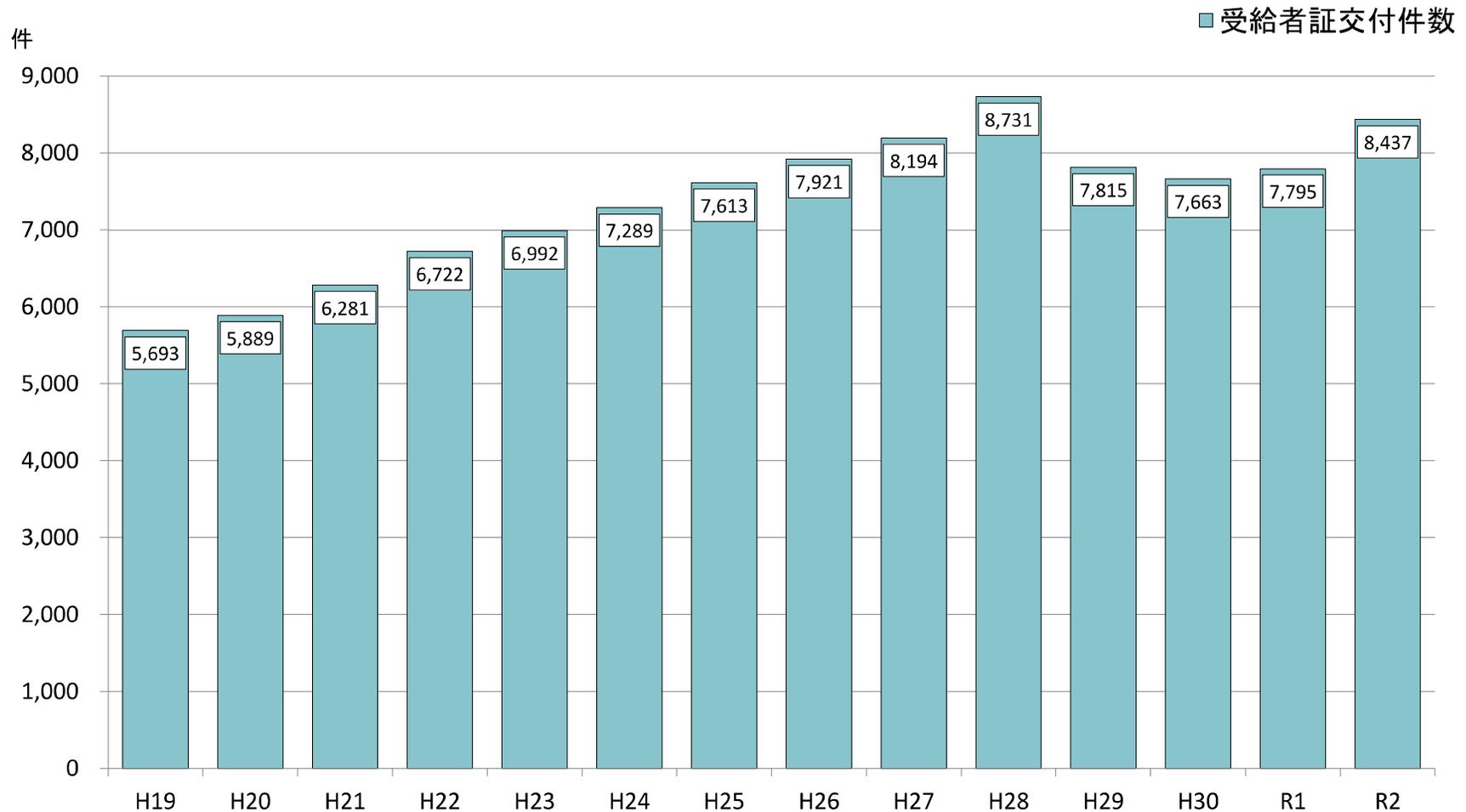


# 難病患者の状況

～特定医療費受給者証の交付件数の推移～

各年度3月31日現在

○特定医療費受給者証の交付件数は、H20年度から2,548人の増



### ■各福祉分野における主な制度改正

#### 1 地域福祉

生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉などが複雑化・複合化し支援ニーズが多様化している。子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築に取り組む。

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月1日施行）
  - ・重層的支援体制を整備する法改正（社会福祉法、介護保険法）
  - ・市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築
  - ・「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和4年4月1日施行）
  - ・社会福祉連携推進法人制度を整備する法改正（社会福祉法）
  - ・社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う

#### 2 高齢者福祉

医療介護総合確保推進法の成立により介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに費用負担の公平化を図ることとされた。

- 介護保険法改正法（平成27年4月1日施行）
  - ・在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付のうち介護予防訪問介護、介護予防通所介護を平成30年度までに地域支援事業に移行し、サービスの種類や担い手を多様化
  - ・特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
  - ・低所得者の保険料軽減を拡充
  - ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ
  - ・低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

#### 3 児童家庭福祉

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身共に健やかに育成される環境の整備を推進する。

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年9月7日施行）
  - ・目的に子供の「将来」だけでなく「現在」に向けても子供の貧困対策を推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記
  - ・市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す

#### 4 障害者福祉

障害者差別解消法及び県条例の施行により、障害を理由とした「差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」について具体化し、必要な施策を実施する。

- 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）
- 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成28年4月1日施行）
  - ・相談体制、紛争解決体制の整備
  - ・富山県障害者差別解消ガイドラインの策定

#### 5 医療的ケア児

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図る。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）
  - ・国・県・市町村：相談体制の整備・支援、情報共有、人材確保、保育所・学校等に対する支援等
  - ・県(医療的ケア児支援センター)：相談対応、情報提供、助言その他の支援、研修実施等
  - ・保育所、学校設置者：看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置